

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良備事業（かんがい排水事業）天川導水路地区）を行うことについて令和7年7月11日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和7年7月25日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和7年7月18日

香川県知事 池 田 豊 人